

平成28年度 財政援助団体等監査（１）監査結果措置状況

《神戸ハーバーランド株式会社》

監査結果の概要	措置内容	措置状況
(3) 指摘事項 ① 契約に関する事務 ア 規程に基づいた契約事務を行うべきもの 会社では、契約審査会規程を定め、公正で適切な執行を確保するため、契約予定金額が100万円を超えるものについて、契約方法や契約先の選定に関することを契約審査会に諮ることとしているが、以下のとおり契約審査会に諮らずに契約をおこなっている事例があった。 規程に基づいた適正な契約事務を行うべきである。	指摘された4件について、平成29年3月開催の契約審査会において、契約方法や契約先の承認を得たうえで適正な契約事務を行う。	措置済
(4) 意見 ① 補助金の事業報告について 会社は、神戸ハーバーランド街づくり事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、平成27年度に3,098万円の補助金（補助内容－第1号：公共施設の維持管理費用、第2号：地区の統一イベント運営費用、第3号：地区管理業務等公益的事業への費用、第4号：地区の街づくりのため必要と認められる費用）が交付されている。会社は事業完了後、要綱の規定に基づき本市に事業報告書の他、事業に関わる収支決算書（補助金積算資料）等の事業報告書類を提出している。 ア 事業報告と当局による確認について 第2号補助金の補助基準は、会社主催のイベントに要する経費のうち、テナント、各店会等からの収入を除いた費用とされており、事業費2,250万円に対して補助金250万円が交付されている。しかし、会社が提出した補助金積算資料の収入欄にはイベント実施に伴う収入（34.8万円）が記載されず	ア 平成28年度事業報告書作成にあたっては、改めて補助基準を遵守し、収支決算書（補助金積算資料）等を複数の視点で確認することを、平成28年12月27日の社内会議で周知徹底した。 市においては、提出書類をより複数の視点で確認するよう平成28年12月27日の課内会議で周知徹底した。 イ 平成28年度事業報告書作成にあたっては、改めて補助基準を遵守し、報告書に添付される積算表において、補助対象欄を追加した表を平成28年12月27日に作成し市に提出した。 市においては、補助対象欄を追記した報告書の提出を求め、平成28年12月27日に報告書の内容を確認した。	措置済

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
事業費から控除されていなかった。 また、第3号補助金は、地区管理事業等1,575万円に対して補助金400万円が交付されている。補助金積算資料のLAN維持管理の項目の支出金額について「45.0万円」と記載するべきところを「48.6万円」と誤って記載されていた。 いずれも補助金額に変更は生じないが、会社は適切に報告を行うとともに、本市は報告書類の確認及び審査を適切に行われたい。 イ 事業報告の様式について 補助金積算資料等の事業報告書類には事業に要した経費（支出額）が記載されているが、そのうち補助基準に該当する補助対象経費の金額は不明である。本市は事業に要した経費（支出額）のうち補助対象経費を明示して報告させることにより、報告書類の確認及び審査を確実に行われたい。		
② 煉瓦倉庫の管理委託先及び賃貸先に交付した鍵の管理について 会社では、煉瓦倉庫を本市より賃借し、各テナントに転貸している。 共用部の管理等について、「煉瓦倉庫共用部トイレ、共用部廊下の営業時間内清掃等」「煉瓦倉庫設備検針、共用部施開錠、周辺植栽管理」として入居テナントに委託している。当初（平成24年1月1日～2月末日）の契約書において「必要な鍵の交付」として、受託業者に鍵の貸与を定めるとともに、「預かり書」の提出及び厳重な保管等を定めているが、「預かり書」の提出を受けていない。 また、転貸先のテナントについては、賃貸借契約書において「預かり書」について規定されておらず、提出も受けていない。 鍵の授受を明確にして保安全管理を向上させるために、共用部の管理委託先及び賃貸先テナントから鍵の授受に際して	平成28年12月14日、煉瓦倉庫の管理委託先及び賃貸先に文書で通知し、鍵の受領書の提出とともに、管理台帳を作成し鍵の受領者を明確にするなど、鍵の保有状況を確実に把握できるよう対策を行った。	措置済

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
「預かり書」を受領することにより、鍵の保有状況を確実に把握されたい。		